

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	動物を飼養又は収容する施設の構造設備の改善命令 (第 6 条の 2 準用)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	化製場等に関する法律第 9 条第 5 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	化製場等に関する法律第 6 条の 2、第 9 条第 5 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、動物を飼養又は収容する施設の構造設備が法第 9 条第 2 項の規定に基づく条例で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、又は動物を飼養又は収容する施設の管理者が法第 5 条 (化製場等について講ずべき措置) の規定による措置を講じていないと認めるときは、当該動物を飼養又は収容する施設の設置者に対し、期間を定めて、その構造設備を法第 9 条第 2 項の規定に基づく条例で定める基準に適合させるために必要な措置を採るべきことを命じ、又はその管理者に対し、法第 5 条の規定による措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 39 第 4 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	動物を飼養又は収容する施設の許可取消、使用禁止等 (第 7 条準用)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	化製場等に関する法律第 9 条第 5 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	化製場等に関する法律第 7 条、第 9 条第 5 項
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 町長は、動物を飼養又は収容する施設の設置者又は管理者が、法第 9 条第 5 項が準用する第 6 条の 2 の規定による命令に違反したときは、動物を飼養又は収容する施設の設置許可を取り消し、又はその設置者若しくは管理者に対し期間を定めてその施設の使用の制限若しくは禁止を命ずることができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 39 第 5 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日